

# 男女共同参画プラン よっかいち



平成 22 年 3 月  
四 日 市 市

## 【目 次】

<b>プランの策定にあたって</b> .....	1
1 プラン策定の趣旨 .....	1
2 プラン策定の背景 .....	2
<b>プランの概要</b> .....	7
1 プランの基本的な考え方 .....	7
(1) プランの位置づけ .....	7
(2) プランの期間 .....	7
(3) プラン推進にあたっての重要な視点 .....	7
2 プランの体系 .....	9
<b>基本目標と施策の展開</b> .....	10
基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり .....	10
重点課題1 市民の意識の広がり .....	10
重点課題2 男女平等教育・生涯学習 .....	12
基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり .....	14
重点課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画 .....	14
重点課題2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進 .....	15
重点課題3 地域社会での男女共同参画の推進 .....	18
重点課題4 国際化に対応した男女共同参画 .....	19
基本目標 男女共同参画の視点に立った個人の尊重 .....	20
重点課題1 性別に起因するあらゆる暴力の根絶 .....	20
重点課題2 自立への支援 .....	21
重点課題3 生涯を通じた健康保持・増進 .....	22
<b>プランの推進体制</b> .....	25
1 庁内推進体制の強化 .....	25
2 拠点施設である男女共同参画センターの機能強化 .....	25
3 市民、事業者、NPO、関係機関との連携 .....	26
4 苦情、意見等への対応(処理)システムの確立 .....	26
5 国、県等への要望と課題解決に向けた連携 .....	26
<b>参考資料</b>	
男女共同参画のあゆみ .....	27
男女共同参画社会基本法 .....	29
四日市市男女共同参画推進条例 .....	33
四日市市男女共同参画都市宣言 .....	37
用語解説 .....	38

# プランの策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

本市は、三重県下ではいち早く、平成5（1993）年に市民部に女性課を設置し、平成8（1996）年には、男女共同参画を推進する市民活動の拠点施設として、本町プラザの3階に女性センターを開設し、女性を取り巻くさまざまな諸問題の解決に取り組んできました。

また、平成7（1995）年には「21世紀に向けての四日市市女性施策プラン」を、平成14（2002）年には「女性と男性のための共同参画プランよっかいち」を策定し、市民協働による男女共同参画の推進に努めてきました。そして、平成18（2006）年4月には、市民、事業者、市が協働して男女共同参画社会の実現を目指すための「四日市市男女共同参画推進条例」を施行しました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として解消されたとはいえず、就業の場、地域や行政における方針決定の場、家庭内での家事や育児などの分担などさまざまな分野で解決しなければならない多くの課題が残されています。さらに、女性に対する暴力など、性にに基づく人権侵害の実態も根深く存在している状況です。

平成14（2002）年の「女性と男性のための共同参画プランよっかいち」策定後も、出生率の低下や団塊世代の高齢化などによる急速な少子高齢化はさらに進み、本市の地域社会をとりまく課題も多様化深刻化しており、その解決のためにも男女共同参画の推進は非常に重要です。

このような状況のもと、国においては、平成17（2005）年12月に「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、さらに平成19（2007）年4月には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」も施行されました。また、同年12月には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「行動指針」を公表し、多様な働き方・生き方が選択できる社会を実現する方針を定めました。

本市においても、平成18（2006）年の条例施行後、条例に基づく基本計画の策定について男女共同参画審議会に諮問を行い、平成19（2007）年6月に答申をいただきました。この答申を踏まえ、国の計画や行動指針に配慮し、基本計画として位置づける「男女共同参画プランよっかいち」を策定します。

そして、このプランに基づき、男女がお互いを尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民との連携により、施策の推進をしていきます。

## 2 プラン策定の背景

### 市民意識調査等からみた四日市市の現状と課題

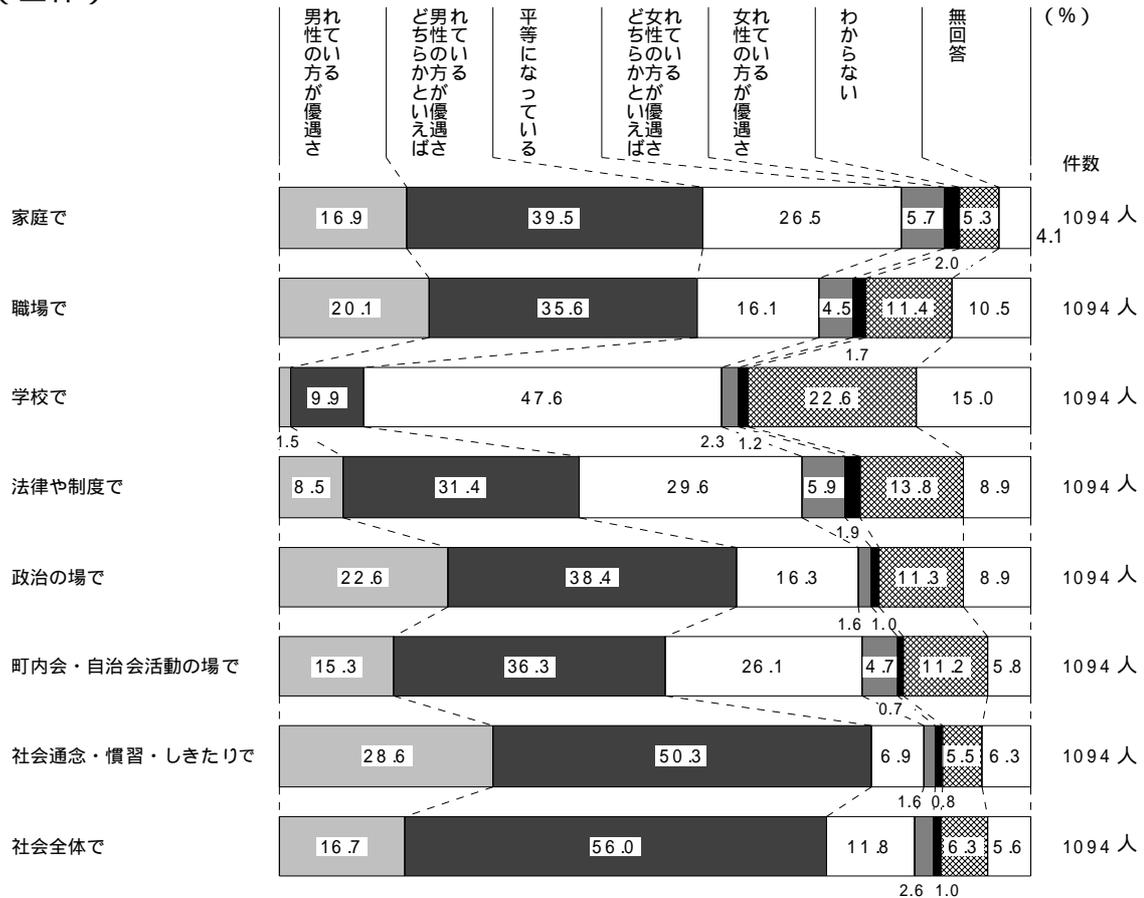
本市が平成18(2006)年10月に実施しました「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から主に次のような現状が見えます。

社会全体で「男女平等」と感じている人の割合は、11.8%です。一方で「男性の方が優遇されている」或いは「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は、72.7%にも達しています。このような結果からまだまだ男女平等が進んでいるとは言いがたい状況であるといえます。

また、男女平等になるためには「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習などを改めること」が重要、という声が多くあります。

図表 2 各項目別の分野における男女平等感について

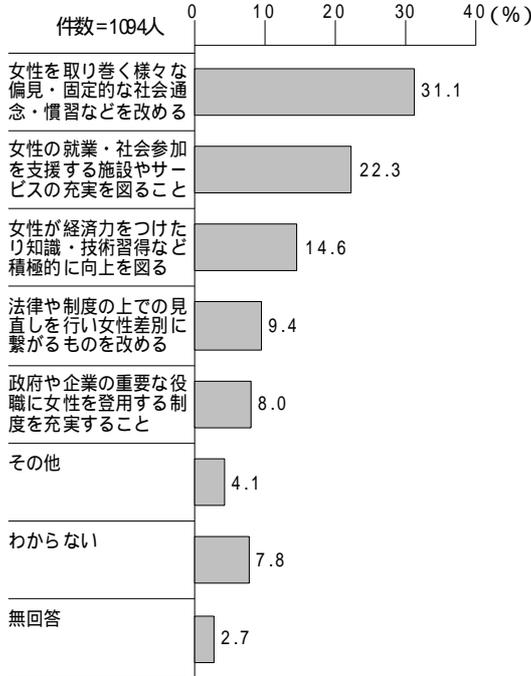
(全体)



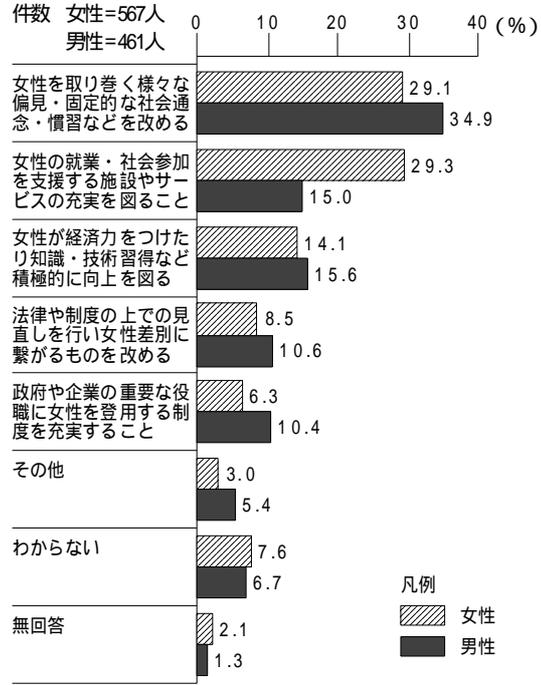
資料：「四日市市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成18年10月)

図表 3 男女平等になるために重要なこと

(全体)



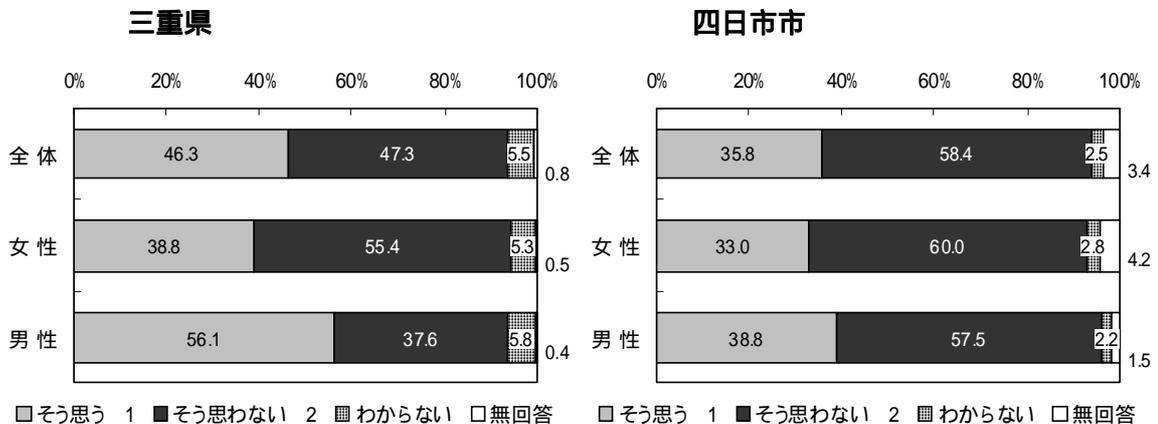
(性別)



資料：「四日市市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 18 年 10 月)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と思っている人は、男女合わせて 35.8% あり、三重県調査 (46.3%) にくらべ少ないものの、性別による固定的な役割分担意識があることが見受けられます。男女別では、若干ですが、男性の方が「そう思う」と考えている人が、女性よりも多く見受けられます。

図表 4 「男は仕事、女は家庭」といった考え方について (三重県調査との比較)



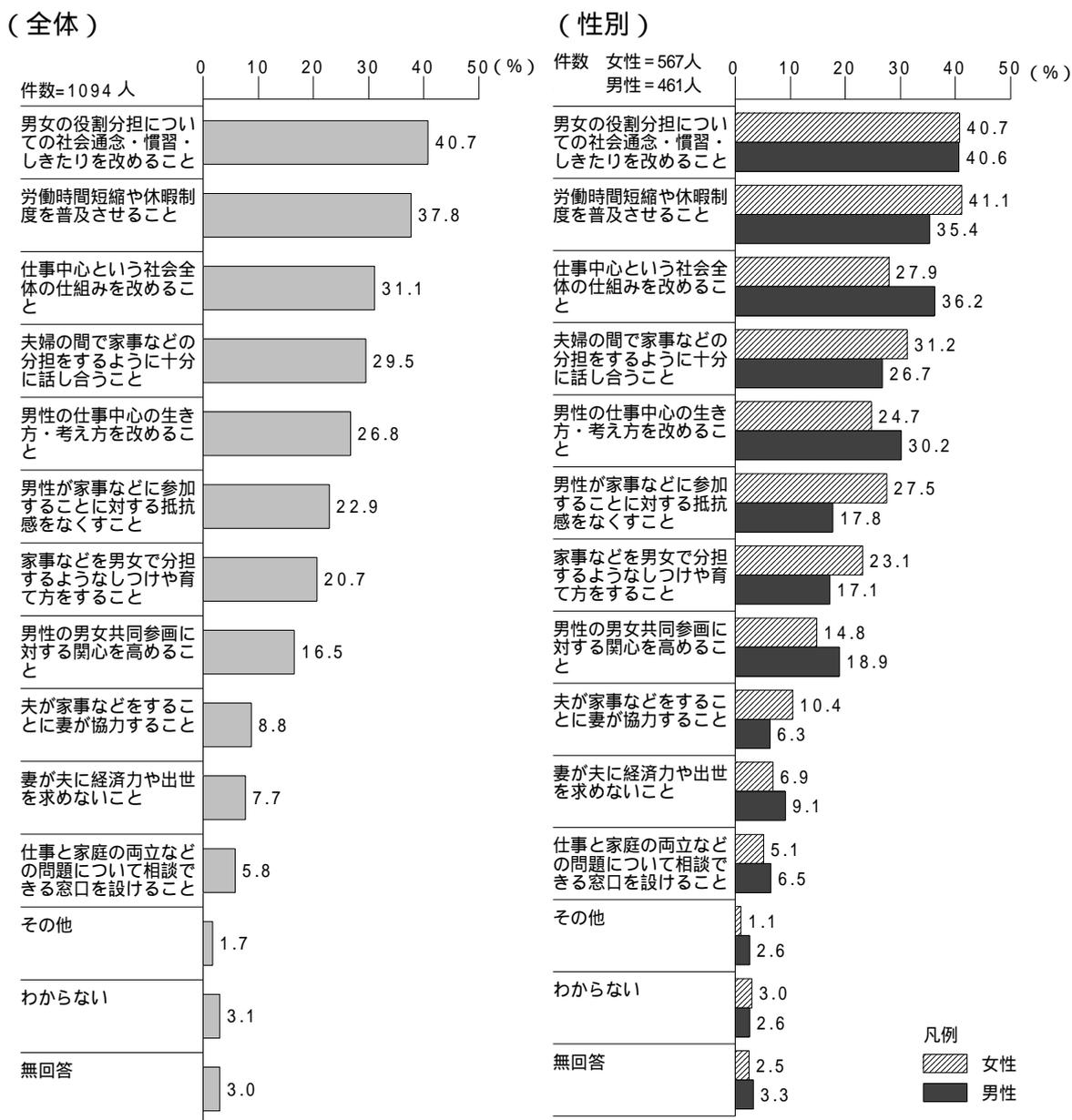
1 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計  
2 「思わない」「どちらかといえばそう思わない」の計

資料：「四日市市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 18 年 10 月)

「三重県男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(平成 18 年 2 月)

男女がともに家庭生活や地域活動に参加していくためには、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりを改めること」、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」、「仕事中心という社会全体の仕組みを改めること」などの声があります。

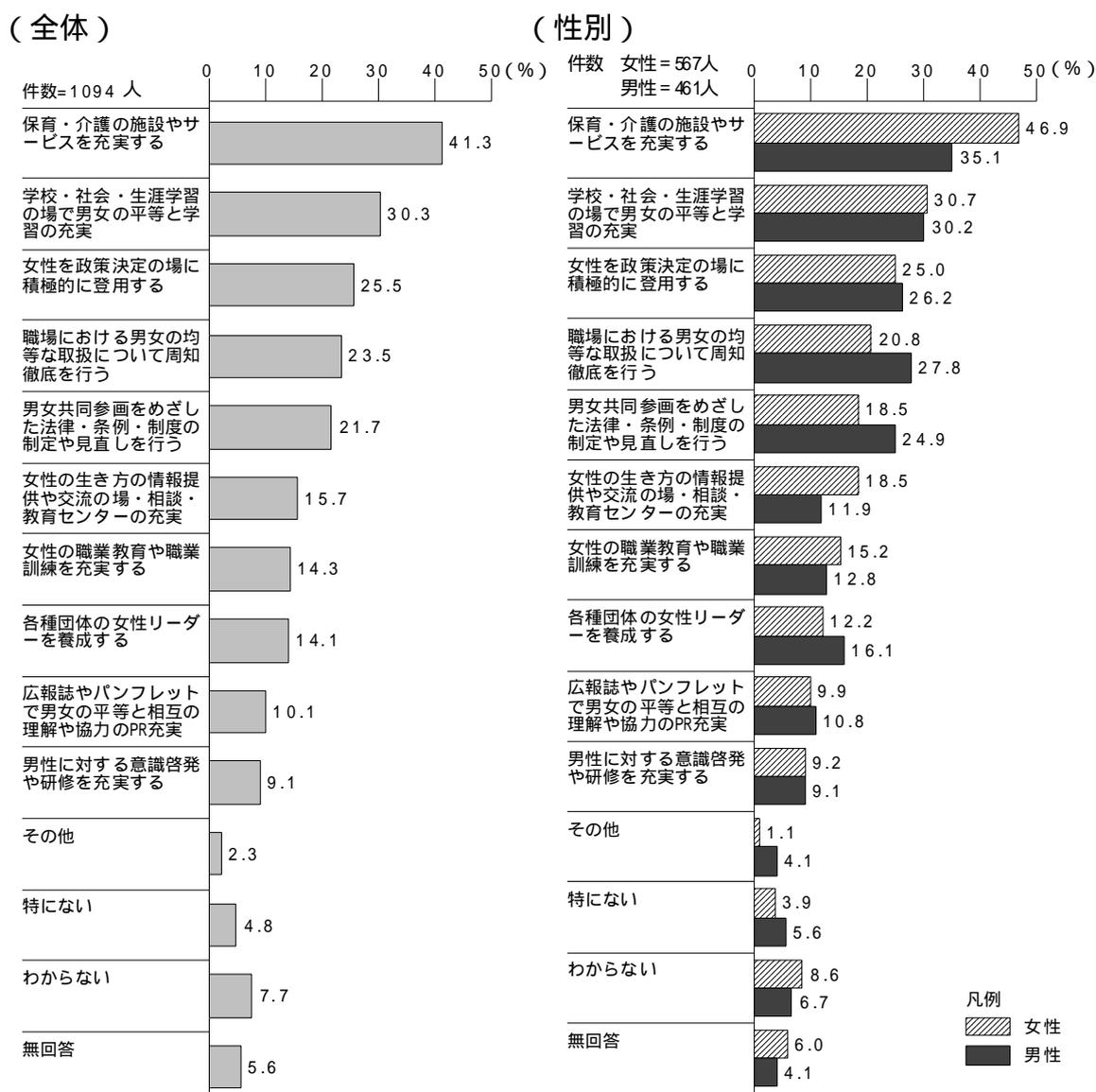
図表 5 男性が女性とともに家事、子育てや教育、介護、地域活動などに積極的に参加していくために必要なこと(3つまでの選択)



資料：「四日市市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成 18 年 10 月)

男女共同参画を推進するために県や市が力を入れていけばよいと思うことについては、「保育・介護の施設やサービスを充実する」が約4割で最も多く、「学校・社会・生涯学習の場で男女の平等と学習の充実」が約3割、「女性を政策決定の場に積極的に登用する」「職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底を行う」「男女共同参画をめざした法律・条例・制度の制定や見直しを行う」が2割台で続いており、これらが上位5項目となっています。

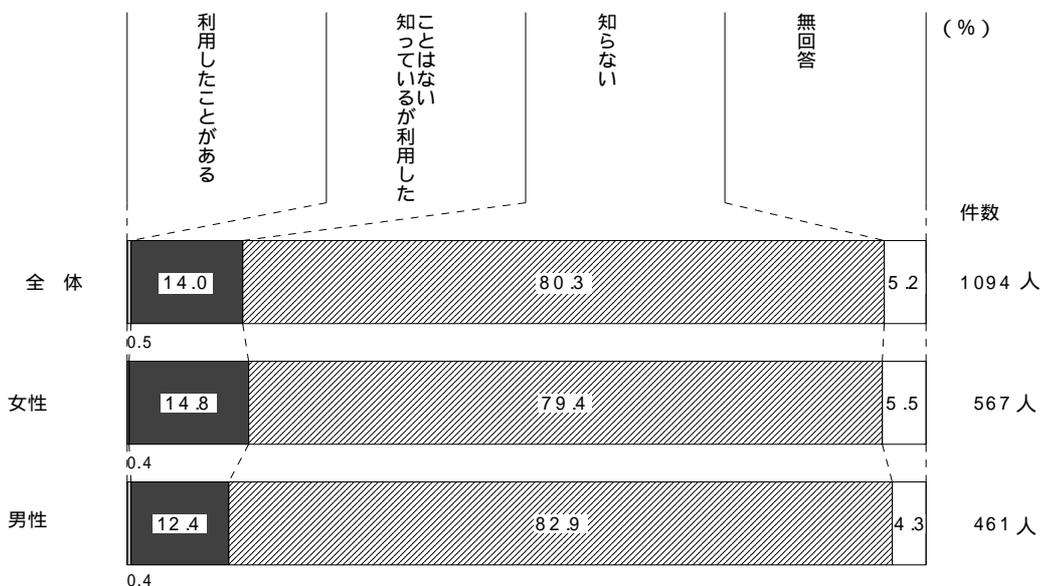
図表 6 男女共同参画を推進していくために、県や市が力を入れていけばよいと思われること  
(3つまでの選択)



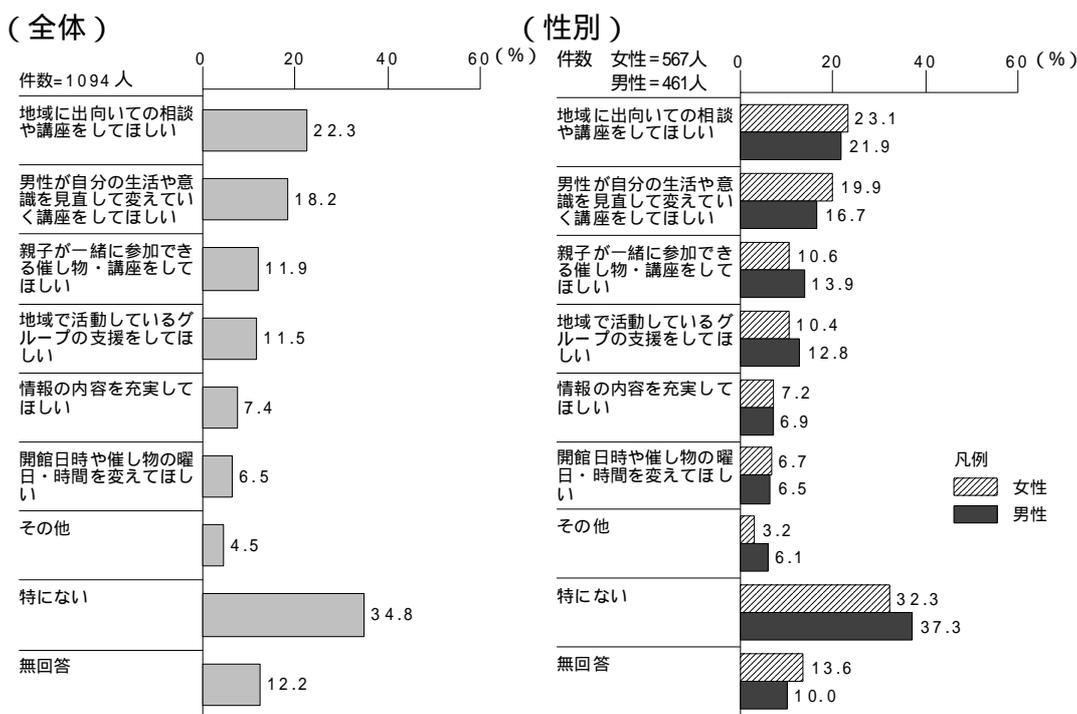
資料：「四日市市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成18年10月)

男女共同参画センターについては、認知度が14.5%にとどまっており、センターに充実してほしいことは、「地域に出向いての相談や講座をしてほしい」、「男性が自分の生活や意識を見直して変えていく講座をしてほしい」と望む声が多くあります。

図表 7 男女共同参画センターの認知度について



図表 8 男女ともに利用できるセンターの事業として、センターに充実してほしいこと（あてはまるものすべて）



資料：「四日市市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成18年10月)

# プランの概要

## 1 プランの基本的な考え方

### (1) プランの位置づけ

「男女共同参画社会基本法」で定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられるものです。

「四日市市男女共同参画推進条例」で定める「男女共同参画に関する基本計画」として位置づけられるものです。

「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画基本計画(第2次)」の趣旨を踏まえるものです。

平成18(2006)年10月に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」結果を反映し、総合計画をはじめ次世代育成戦略プラン等の諸計画とも整合性を図りながら、男女共同参画の視点で各種施策を横断的に捉えるものです。

### (2) プランの期間

プランの計画期間は、策定の日から5年間とします。ただし、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

### (3) プラン推進にあたっての重要な視点

第2章の2「プラン策定の背景」で記述した「男女共同参画に関する市民意識調査」結果など本市の現状を踏まえ、計画を推進するにあたっては、特に次の視点をもって取り組みます。

#### 人権の尊重と男女共同参画意識の広がり

男女共同参画社会は、憲法にうたわれている個人の尊重、男女平等の理念の実現を前提に、男女がさまざまな分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができるとともに、ひとりの人間として敬意が払われ、責任も担っていく社会です。「人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成していく上でその根底をなすものであることを伝えていくことが重要です。

誰もが幸せになりたいと願っています。その幸せは、他人の犠牲のうえに成り立つものであってはなりません。そしてまた、個人としての尊厳は、社会や家庭、職場など、いかなる場所でも大切にされるべきですし、一方で集団のなかでの個人をきちんと自覚することも必要です。

このことを踏まえた上で、日常生活や身近なところで男女共同参画が進むことが必要です。市民や事業者に男女共同参画の意義や必要性をよりわかりやすく、丁寧に伝えていくことが大切です。

#### 男性にとっての男女共同参画の促進

男女共同参画の推進にあたっては、女性のエンパワーメントを進める諸施策も重要

ですが、男性側の理解を促し、家事や子育て、介護等の家庭生活や、PTA、ボランティアなど地域活動等へ、男性も積極的に参画していくことも必要です。

男性にとっての男女共同参画の意義や必要性を伝えていくことが大切です。

### **ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進**

男女がともに、仕事、家庭・地域活動等をバランスよく調和させ暮らすことができるよう啓発や支援を進める必要があります。たとえば、育児・介護休業制度など法的には整備されつつありますが、利用者は極めて少なく、しかも利用者の大半は女性といった偏りが見られます。

男女ともに十分に制度が活用できるよう啓発を進め、女性がライフサイクルに応じた働き続けることができるよう、また結婚や子育てなどで一旦仕事を離れた女性が再就職や起業等のチャレンジができるよう支援に努めることが大切です。

### **子どもの健やかな育ちにも重要な男女共同参画**

子どもが健やかに育つためにも、男女が互いに尊重し合い、協力し合って子育てができる家庭や社会をつくっていくことは重要な課題です。このような家庭や社会を築くためには、その構成員である一人ひとりが男女共同参画の視点をもっていることが大切です。また、長時間労働や、家庭と仕事の両立を困難にしている社会環境を改善し、ワーク・ライフ・バランスのとれた、男女共同参画の視点をもった社会づくりが必要です。

### **男女共同参画の視点で新たな地域づくり**

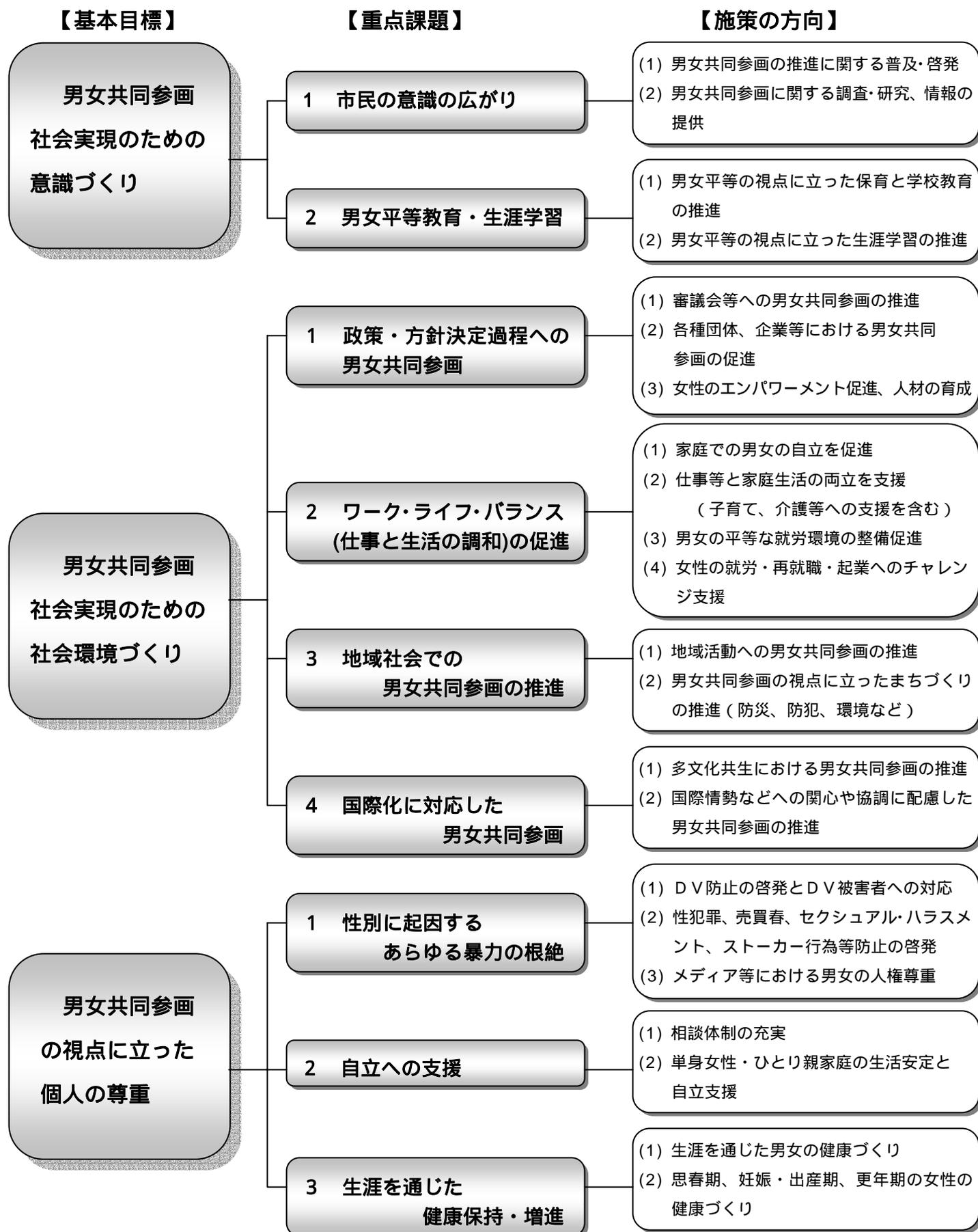
市民と協働して地域づくりを進める中で、身近な暮らしの改善に結びつく分野（たとえば防災、防犯、環境など）での男女共同参画の推進が必要です。これらの分野で男女の積極的な参画を進めることで、多様な意見が反映され、地域活動の活性化にも結びつくことが期待されます。

### **市民活動拠点施設である男女共同参画センターの機能向上**

男女共同参画センターは、男女共同参画を進める市民活動の拠点施設であり、男女共同参画推進条例に基づく事業を具体的に実施し、施策へ市民の声を反映していく重要な役割があります。市民のニーズに合った事業を企画・実施することによって、センターの活性化を図り、より多くの市民の声を施策に反映させていくことが大切です。指定管理者制度への移行も視野に入れて、センターのあり方を検討していくことが必要です。

## 2 プランの体系

この「男女共同参画プランよっかいち」は、次の施策体系によって総合的に進めます。



# 基本目標と施策の展開

## 基本目標

## 男女共同参画社会実現のための意識づくり

市民意識調査の結果では、社会全般に「男女平等」と感じている人は11.8%である一方、「男性の方が優遇されている」或いは「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」と感じている人は72.7%にのぼるなど、まだまだ男女平等が進んでいるとは言いがたい状況です。また、男女平等になるために重要なことは、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改める」ことが最も多くなっています。

そのため、市民が主体的にジェンダーに敏感な視点を持って慣習やしきたりを見直す取り組みが進むよう、家庭や地域、学校などさまざまな場で、男女共同参画について、よりわかりやすく、丁寧に伝えて、男女共同参画の意識づくりを進めていきます。

## 重点課題1 市民の意識の広がり

男女が性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮して、いきいきと住みよい社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識などにとらわれないことが大切です。

### 【施策の方向】

#### (1) 男女共同参画の推進に関する普及・啓発

広く市民がジェンダーの問題に関心を持ち、学習できるよう、また女性のエンパワーメントを積極的に進めるため、さまざまな講座や媒体を活用し、市民やNPOなど各種団体とも協働しながら啓発事業を進めていきます。

#### (2) 男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供

本市の実状を常に把握し、市民ニーズに応えていくためには、定期的に調査を実施・分析し、その結果を施策に反映させていく必要があります。

また、人々の意識や慣行が形成されるうえでメディアの果たす役割は、極めて大きいことから、男女共同参画の視点に立ったメディア表現を進める一方、市民が様々な情報を男女共同参画の視点に立って主体的に読み解く力を身につけることができるよう働きかけを行います。

推進施策	実施事業	担当部署
男女共同参画の理念やジェンダーについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成	地区市民センターなど地域での出前講座の開催 市民グループ(団体)との協働による講座の開催 講演会、映画祭、シンポジウムなどの開催	男女共同参画課 文化国際課 男女共同参画センター 地区市民センター 人権センター 男女共同参画課 男女共同参画センター

推進施策	実施事業	担当部署
男女共同参画の視点に立った情報提供	情報紙「はもりあ（男女共同参画センターだより）」などの発行 ホームページなどによる情報提供の充実 男女共同参画センター図書の実施	男女共同参画センター
固定的な役割分担や慣行等の見直し	あらゆる機会を通じて、地域、職場、家庭、学校等における慣行等の見直しについて啓発	各課
女性が本来持っている能力を引き出すための学習機会の提供	さんかくカレッジなど各種講座の充実 市民グループ（団体）との協働による講座の開催 講演会、映画祭、シンポジウム等の開催	男女共同参画センター
女性団体・グループのネットワークづくりと活動への支援	市民グループ（団体）が実施する男女共同参画社会の実現に向けた取り組みに対する支援 日本女性会議などへの派遣研修の実施 男女共同参画センターの利用を促進 市民グループ（団体）のネットワークづくりを促進	男女共同参画センター
行政刊行物等における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	各課
メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーに関する講座の開催	男女共同参画センター
青少年の健全育成を阻害する環境の改善	街頭補導等による見守り 有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレットの作成・配布	社会教育課

## 重点課題2 男女平等教育・生涯学習

男女共同参画を進める上で、幼児期からの教育や学習は非常に大切であり、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解していることも重要です。また家庭教育を含め、生涯を通じたさまざまな教育や学習の場において男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要です。

### 【施策の方向】

#### (1) 男女平等の視点に立った保育と学校教育の推進

市民一人ひとりが男女共同参画意識を持つことが男女共同参画社会を形成するためには必要です。特に次代を担う子どもの学校等における教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすため、子どもの発達段階に応じた意識の育成を図ります。

#### (2) 男女平等の視点に立った生涯学習の推進

子育て中の市民に対する学習機会や情報の提供、さらには生涯を通じてさまざまな学習ができるような視点が大切です。男女が性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮して、いきいきと住みよい社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識などにとらわれることがないよう、市民団体等とも協働して学習機会の提供を行います。

推進施策	実施事業	担当部署
個を大切にした保育・教育の充実	ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力を育成	指導課 児童福祉課
保育士・教職員に対する研修の充実	講演会、事例研修、公開保育の実施	指導課 児童福祉課
男女間で不必要な区別、慣習や慣行の見直し	性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を園・学校の教育活動を通じて推進 園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかでの不必要な男女の区別の見直し	指導課 児童福祉課
日常的な教育活動の中で、男女共同参画の視点に立った教育の推進	子どもと保護者・地域の人々が協働して、男女共同参画の考え方を身につける学習の推進 子ども一人ひとりが個性や能力を発揮する生き方ができるよう、職業観や勤労観を育てる社会体験学習等の実施	指導課
学校等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止と対応	職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施 市職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための啓発	学校教育課 教育支援課  人事課

推進施策	実施事業	担当部署
男女平等観を育てる講座の充実	各地区市民センターで開催する「ひとつづくり、まちづくり」を目的にした多種多様な講座の中で、地域の実情に応じて、男女共同参画を推進するための講座を開催 家庭教育講座委託事業の実施 さんかくカレッジ、映画上映、市民企画支援、出前講座を実施	地区市民センター 社会教育課  社会教育課 男女共同参画センター
ジェンダーに敏感な視点をもった指導者の育成と活用	登録グループへの研修の実施 地域で男女共同参画を推進していく要となるアドバイザーの養成	男女共同参画センター 男女共同参画課
男女共同参画を推進するグループ等への支援	男女共同参画に関する情報提供や研修の実施に努めるなど、登録グループへの積極的な支援の実施	男女共同参画センター
託児付き講座の推進	市民大学一般クラスにおける託児設定の促進 地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施 手話奉仕員養成講座などにおいて託児を実施 市主催各種講座での託児の実施について各課に働きかけ よっかいち人権大学等の各種講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施	文化国際課  地区市民センター  障害福祉課  男女共同参画課  人権センター
男女共同参画に関する学習情報の提供	生涯学習いきいき出前講座の実施  インターネットによる学習情報の提供	文化国際課 男女共同参画課 文化国際課 男女共同参画課

## ～市民の皆さんも実践しましょう～

### 市民・事業者などの取組

男性も女性も固定的な役割分担意識にとらわれず、職場・家庭・地域等における慣習・慣行について見直しましょう。

男女共同参画に関する学習の場などへ積極的に参加し、理解を深めましょう。

市民意識調査では、男女がともに家庭生活や地域活動に参加していくために必要なこと(複数回答)は、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりを改めること」(40.7%)、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」(37.8%)、「仕事中心という社会全体の仕組みを改めること」(31.1%)、「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」(29.5%)となっています。

また、職場で男女が平等と思わないこと(複数回答)は、「賃金」(45.8%)、「昇進・昇格」(43%)、「能力評価」(31%)となっています。

男女がともに責任も担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会を築くためには、政策決定・意思決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画することが必要です。(市における審議会等への女性委員登用率は、平成21年6月現在、30.7%にとどまっている)また、地域社会や職場においてもさまざまな場で男女の声や意見が均等に反映され、男女共同参画が進む必要があります。また家庭生活と仕事や地域活動とを両立し、ともに暮らしやすい家庭や地域社会を築くためには、男性の家事・育児等への参加や地域活動への参画、職場や周囲の人々の理解を進めなければなりません。

近年、本市の特性として、外国人市民が急増しており、これらの人々との相互理解と共生についても、男女共同参画の視点に立って進める必要があります。

## 重点課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画

さまざまな分野での計画立案や意思決定などあらゆる過程で、男女がともに参画することが必要です。さまざまな議論には、男女双方の視点からの意見が反映されることが重要です。

### 【施策の方向】

#### (1) 審議会等への男女共同参画の推進

審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の性に偏ることがないように配慮を行います。

#### (2) 各種団体、企業等における男女共同参画の促進

地域や職場などさまざまな場面で男女がともに参画できるよう、啓発、情報提供などに努めます。なお、「企業等」には農業、自営業等の家族的経営の事業者も含まれます。

#### (3) 女性のエンパワーメント促進、人材の育成

女性の社会参画が進むよう、講座、講演会などを通じて、女性のエンパワーメントを進め、人材の育成に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
審議会等への女性参画比率の向上	審議会等委員に占める女性割合について目標設定 推薦依頼の見直し 人材リストの充実及び活用促進 審議会などにおける託児の実施	人事課 男女共同参画課

推進施策	実施事業	担当部署
管理・監督職への女性登用促進	係長級以上の役付職員の男女比率を職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等の実施 管理・監督職への女性登用促進	人事課  人事課 学校教育課
女性職員の職域拡大	女性職員が幅広い職務経験を持てるよう、業務上の人員配置に配慮	人事課
男女共同参画を進めるための職員研修の充実	階層別職員研修の行政課題の項目として男女共同参画に関する研修を実施 管理職及び男女共同参画推進員等研修を実施 男女共同参画についての研修会・会議等に派遣	職員研修所  職員研修所 男女共同参画課 職員研修所 男女共同参画課
各種団体、企業等への情報提供	国等のパンフレットを関係機関に送付 男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施	商業観光課  男女共同参画課
女性リーダーの育成	さんかくカレッジ、市民企画支援、働く女性支援等において女性リーダーを育成	男女共同参画センター
女性人材情報の収集と提供	人材リストの充実及び活用促進	人事課 男女共同参画課

## 重点課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

ライフスタイルが多様化している中であっても、子育てや介護等、家事の多くは女性が担うべきものという意識が根強いいため、就労などへの女性の社会参画が制約されています。また職場では長時間労働などの問題に加え、育児・介護休業制度などはあるものの、取得しづらい状況などがあり、男女がともに柔軟な働き方ができず、子育てや介護などの家庭生活や地域活動にも影響を与えています。

### 【施策の方向】

#### （１）家庭での男女の自立を促進

家庭生活においても固定的な性別役割分担意識にとらわれることがなく、男女がともに家庭責任を担えるよう、啓発や情報提供を行います。

#### （２）仕事等と家庭生活の両立を支援（子育て、介護等への支援も含む）

男女が家族の対等な一員としての責任を果たしながら、子育てや介護などの家庭生活と仕事や地域活動などとのバランスがとれた生活が送れるよう、サービスの提供や条件整備を進めます。

(3) 男女の平等な就労環境の整備促進

特に事業者に対して、男女雇用機会均等法などの法令遵守や育児・介護休業制度などの活用、家庭生活等との両立などについて啓発したり、情報提供を行っていきます。

(4) 女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援

働きたい女性とそのライフサイクルに応じて就労ができるよう、就労意欲や能力を向上させるための学習機会や情報の提供を関係機関と連携して進めるなど、あらゆる手法により支援する取組を進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
男女がともに介護責任を担うための意識啓発	介護保険と高齢者施策の出前講座の実施	介護・高齢福祉課
保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	児童福祉課
地域の子育て環境整備と支援体制の充実	ファミリー・サポート・センター事業の充実 学童保育の実施	児童福祉課 社会教育課
子育てに関する情報提供と相談の充実	子育て支援事業、子育てに関する情報提供と相談の充実 未就園児や、その保護者に遊び場や交流の場の提供 積極的な子育て相談の実施 幼稚園での子育て支援事業・園づくり支援事業の実施	児童福祉課 児童福祉課 児童福祉課 指導課
男女がともに育児を担うための実践的講座の実施	育児学級「パパママ教室」の開催 お父さんと遊ぼう会の実施 男性の子育てに関する講座の実施	健康づくり課 児童福祉課 男女共同参画センター
高齢期における男女の自立のための講座の実施	男性のための料理教室の開催	男女共同参画センター
介護サービス情報の提供と相談の充実	各在宅介護支援センター(市内25箇所)で情報提供・相談の実施 訪問・来所・電話での健康相談の実施	介護・高齢福祉課 健康づくり課
仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	ワーク・ライフ・バランスの推進 子育て中の男女がいそいそと働き続けられる企業表彰の実施 市職員における育児休業・介護休暇などの制度の活用促進及び月平均30時間を超える長時間残業職場の解消 総合評価方式入札において育児休業制度導入企業の優遇	男女共同参画課 商業観光課 人事課 調達契約課

推進施策	実施事業	担当部署
労働関係法の普及と啓発	男女共同参画にかかる国・県などの情報提供 雇用実態調査で男女共同参画に関するアンケートを実施	商業観光課 男女共同参画課 商業観光課
労働に関する各種講座の開催	ワーク・ライフ・バランスなどに関するセミナーを開催	男女共同参画センター
企業と市民向けの情報提供	男女雇用機会均等法にかかる国などの情報提供 ホームページを活用し、ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介事例を掲載	商業観光課 男女共同参画センター
女性の就業機会の拡充	ハローワーク、マザーズサロン四日市、みえチャレンジプラザと連携し、求人情報や講座の情報提供 労働相談機関の情報提供 市内施設などにパンフレット等を設置 さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催	商業観光課 男女共同参画課 商業観光課 商業観光課 男女共同参画センター
女性の職業能力開発と職域拡大	就職セミナーや職業能力開発講座の開催	商業観光課
女性起業家への支援	起業のための情報提供 融資等支援制度を広報 新規独立開業資金融資斡旋 さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催	商業観光課 商業観光課 商業観光課 男女共同参画センター
女性の経営への主体的な参画促進	家族経営協定の締結促進 農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 女性認定農業者の育成	農水振興課
専門知識の習得と能力開発などへの支援	パソコン・簿記研修等専門知識の修得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	農水振興課

**重点課題3****地域社会での男女共同参画の推進**

市民意識調査の結果では、前述のように、固定的な性別役割分担意識に根ざした慣習や慣行、子育てや仕事などが要因で、男女がともに地域活動に参画しづらい状況にあります。男女がともに主体的にさまざまな地域活動に参画できるよう地域住民への啓発を進めるとともに、参画しやすい環境の整備に努めます。

**【施策の方向】****(1) 地域活動への男女共同参画の推進**

地域団体やNPOなどと協働して、地域活動に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女がともに参画しやすい環境整備などに努めます。

**(2) 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進（防災、防犯、環境など）**

国の男女共同参画基本計画（第2次）にも示されているように、新たな取組を必要とする分野である防災（災害復興を含む）、防犯、環境などをはじめ、さまざまな分野の地域活動で男女がともに参画できる環境を、地域団体等と連携して整えるなどして、男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
地域活動への積極的な参画を促すための意識づくり	情報紙「はもりあ（男女共同参画センターだより）」の発行 地域で活躍できる女性リーダーの育成 男性カレッジ修了生による新規グループ立ち上げの支援	男女共同参画センター
地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任	男女がともに地域で活動を担っているよう啓発 地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長の役割を担うよう促進	市民生活課 社会教育課
家庭や地域活動への参画を可能にする職場環境づくり	家庭や地域活動への参画を可能にする職場環境づくりに向け、国などのパンフレットを企業等関係機関に送付 男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施	商業観光課 男女共同参画課
各種ボランティア・NPO等との連携による男女共同参画	市民活動センターを市民活動団体の拠点施設として提供するとともに、情報提供を行う 男女がともに地域でまちづくり活動に参画できるよう、財政面も含め支援	市民生活課

## 重点課題4 国際化に対応した男女共同参画

急増する外国人市民と、文化や習慣のちがいなどについて相互理解を深めながら、地域社会における男女共同参画を進めることが大切です。また、男女共同参画は、国際社会における動きと密接な関連があり、世界情勢との協調も必要です。

### 【施策の方向】

#### (1) 多文化共生における男女共同参画の推進

市民等と連携して、男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めます。

#### (2) 国際情勢などへの関心や協調に配慮した男女共同参画の推進

市民、事業者へ国際的な男女共同参画の動きについて、各種情報を提供するなどしてその理解を深め、意識を高めるなどの男女共同参画の推進に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
(1) 諸外国の女性問題理解のための教育・啓発の推進	国際交流事業、国際理解講座の実施 国際社会における男女共同参画の情報発信	文化国際課 男女共同参画センター
(2) 在住外国人女性への支援	外国人市民への情報提供 NPO やボランティアの育成や支援 関係機関との連携(男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等) 外国人市民向けの相談体制の充実	文化国際課
(3) 多文化共生の推進	男女共同参画の視点をもった多文化共生推進事業の実施	文化国際課

## ～市民の皆さんも実践しましょう～

### 市民・事業者などの取組

地域・企業・団体等において、女性が能力を発揮できる環境の整備に取り組みましょう。

男性も積極的に家事・育児・介護等に参画しましょう。

企業は、ワーク・ライフ・バランスへの取組を進めるなど、育児や介護を担う労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう。

国際交流等の機会を利用し、外国人市民への理解を深めましょう。

人権の尊重は、男女共同参画社会を形成していく上で、その根底をなすものですが、市民意識調査の結果でも、社会全般において「男性のほうが優遇されている」と感じる人が多く、社会の習慣や慣行、意識や行動の中に、女性に対する差別や偏見などがあるように思われます。これが、時として女性に対する暴力となったり、女性を劣位とみる表現に結びついたりします。これは、性別による固定的な役割分担意識や男女の経済的な格差などに基づく上下関係に根ざした構造的な問題です。人権尊重の観点からも、このような暴力等を根絶するとともに、差別的表現などがなくなるよう取り組まなければなりません。

また、市民が生涯にわたって心身ともに健康な生活が送れるよう、さまざまな健康施策を展開していく必要があります。特に男女が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、思いやりを持って生きていくことが重要です。

### 重点課題1 性別に起因するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春など女性への暴力などが、深刻な社会問題となっています。女性に対する暴力などは、著しい人権侵害、あるいは犯罪であり、被害者を保護し、人権を回復していける支援の輪を広げていくことが重要です。このため、配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関との連携を強めるなどして被害者への支援と発生の防止に努めていく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1) DV防止の啓発とDV被害者への対応

種々の相談のなかでも特にDV相談は相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子どもへの虐待をとまなっている場合があります。このように、複合的な問題を含むことも多いため、関係機関との連携を強化し、被害者等への相談体制等を充実するとともに、性別に起因するあらゆる暴力などを許さないという意識を広げ、発生を防止することなど様々な観点からの取組を進めていきます。

##### (2) 性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等防止の啓発

性的な嫌がらせ等の発生を防ぐために、関係機関と連携して、市民や事業者に対して啓発に取り組みます。

##### (3) メディア等における男女の人権尊重

ポスター、広告、インターネットなどを通じて公衆に表示・提供される情報は、人々の意識に大きな影響を与えます。男女の固定的な役割分担意識や女性に対する偏見、暴力などを助長することがないように、啓発などに努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
女性に対する暴力防止のための市民啓発	DV防止講演会の開催 DVに関する出前講座の実施 デートDVについての学習機会やDV防止法改正に関する情報の提供	男女共同参画センター

推進施策	実施事業	担当部署
被害者への支援	被害者の自立に向けた支援 DV被害者の施設入所	男女共同参画センター 児童福祉課
関係機関との連携の強化	ネットワーク会議に参画 女性相談所、警察、民生委員児童委員等関係機関との連携強化	男女共同参画センター 児童福祉課
セクシュアル・ハラスメントの防止	パンフレット、ビデオ、図書などによる情報提供 セクシャル・ハラスメントの防止及び排除のための市職員に対する啓発	男女共同参画センター 人事課
メディア・リテラシーの向上	行政刊行物等への表現の配慮 メディア・リテラシーを高める講座等の開催	男女共同参画センター
青少年の健全育成を阻害する環境の改善	ピンクチラシ等の撤去	社会教育課

## 重点課題2 自立への支援

男女共同参画センターへの相談者には、性別による固定的な役割分担意識や男女の経済的な格差などに基づく上下関係に根ざした構造的な問題を抱えた女性が多く、虚弱であったり、病気で働けない女性や、高齢になってから離婚した女性からの相談などもあります。このような女性たちが経済的、精神的に安定した生活ができるよう、支援策を充実していく必要があります。

また、相談員の資質向上はもちろんですが、相談員自身が孤立してしまったり、疲弊してしまわないよう、組織として努める必要があります。

### 【施策の方向】

#### (1) 相談体制の充実

関係機関との連携を強めるとともに、相談員の資質の向上を図り相談体制を充実させていきます。

#### (2) 単身女性・ひとり親家庭の生活安定と自立支援

特に、経済的、精神的にも負担の大きい単身女性やひとり親家庭の生活安定と自立支援に向けた取組を進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
相談員の研修	スーパービジョン研修の実施 人権カウンセラー養成講座の実施 スーパーバイザー及び弁護士による相談と学習会の実施	男女共同参画センター 人権・同和政策課 人権センター

推進施策	実施事業	担当部署
専門家による相談の充実	女性弁護士による相談の実施 訪問・来所・電話での健康相談の実施 人権センター相談員による相談の実施 人権擁護委員による相談の実施	男女共同参画センター 健康づくり課 人権センター
関係機関との連携強化	相談内容に応じた関係機関との連携の強化 相談員ネットワーク連絡会の充実	関係各課 人権センター 男女共同参画センター
相談窓口の周知	市広報やホームページ等での周知 生涯学習いきいき出前講座等の参加者への周知	関係各課
生活安定と自立促進	母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を開催 母子家庭、父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優遇措置の実施	児童福祉課 市営住宅課
各種制度の利用促進と情報提供	児童扶養手当の支給、一人親家庭等医療費の助成、権利擁護制度の利用促進 保育料母子減免、母子・寡婦福祉資金の貸付	福祉総務課 児童福祉課
相談の充実	母子自立支援員による相談の充実 女性相談員による相談の充実	児童福祉課 男女共同参画センター

### 重点課題3 生涯を通じた健康保持・増進

高齢化が進む中、心身ともに健康で充実した生活を送ることができるよう、男女の生涯を通じた健康づくりを推進するための支援が必要です。特に女性には、妊娠や出産など男性とは異なる機能があることから、思春期、更年期などにおける健康づくりの支援に努める必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1) 生涯を通じた男女の健康づくり

市民一人ひとりが主体的に健康の管理や保持・増進ができるよう、生涯を通じた男女の健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。

##### (2) 思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり

女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供などを通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくりを支援していきます。

推進施策	実施事業	担当部署
各種健(検)診の充実	各種健(検)診(子宮がん・乳がん等)について継続実施	健康づくり課
女性外来の充実	女性外来の担当医師の確保への努力	市立四日市病院
健康増進、生活習慣病予防、介護予防講座の充実	生活習慣病の予防改善や介護予防事業の充実 市民と協働した、生涯を通じて健康づくりに取り組む機会や場の拡大	健康づくり課
女性のための健康相談・情報提供の充実	訪問・来所・電話での健康相談の実施	健康づくり課
性に関する情報の提供と性教育の推進	命の尊厳や心のつながりを重視し、発達段階に応じた性教育を推進 性に関する相談の継続実施	指導課 社会教育課
薬物乱用・喫煙防止のための教育の充実	喫煙や飲酒等の健康被害に関する正確な情報の提供 薬物乱用・喫煙防止のための「薬物乱用防止教室」等の充実 未成年への喫煙等防止指導の実施	社会教育課
妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	育児学級「パパママ教室」の実施 未成年に対するデートDV防止講座の実施	健康づくり課 男女共同参画センター
妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス・相談の充実	妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査の実施 育児相談・育児学級の実施 妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 電話相談の実施	健康づくり課
企業等への妊娠出産に関する健康管理についての啓発	母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発	健康づくり課

## ～市民の皆さんも実践しましょう～

### 市民・事業者などの取組

家庭での暴力（DVや児童虐待など）やセクシュアル・ハラスメントは許されない行為であることを認識し、あらゆる暴力を許さない社会にしましょう。

DVやセクシュアル・ハラスメントの被害については、ひとりで悩まず、関係機関に相談しましょう。また、身近な人が被害にあったときは、相談するように勧めましょう。

男女がそれぞれの心身の特性を理解し合い、性と生殖に関する健康と権利について理解を深めましょう。

# プランの推進体制

本市の男女共同参画社会づくりを推進していくに当たっては、国、県等関係機関と連携しながら、基本目標 から に掲げた広範で多岐にわたる取組を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。また、行政機関の取組だけではなく、市民、事業者、教育機関等においても、相互に協力・連携しながら、それぞれに男女共同参画社会づくりへの自主的な取組を進めていくことが期待されます。このため、市民、事業者、各種団体等との協働を重視し、プランの着実な推進を行っていきます。

## 1 庁内推進体制の強化

本市の男女共同参画行政の推進体制は、平成 14 ( 2 0 0 2 ) 年度に策定した「女性と男性のための共同参画プランよっかいち」に基づき、庁内組織である「四日市市男女共同参画推進庁内調整会議」をたちあげ、女性を取り巻くさまざまな課題の解決と男女共同参画社会の実現を目指して取組を進めてきました。平成 18 ( 2 0 0 6 ) 年度には「四日市市男女共同参画推進条例」を施行し、一定の成果をあげてきました。また、各部署の政策推進監、所属長、各所属の男女共同参画推進員を中心とした研修や連携の強化に取り組んできました。

しかしながら、庁内各部署や市職員を始め、市民、事業者等の男女共同参画に対する理解はまだ十分とはいええず、一層の周知・浸透を図る必要があります。このため、プランの進捗管理を庁内調整会議、政策推進監、男女共同参画推進リーダー、男女共同参画推進員が連携して行えるよう、体制を強化していきます。

## 2 拠点施設である男女共同参画センターの機能強化

四日市市男女共同参画センターは、男女共同参画社会基本法及び四日市市男女共同参画推進条例の理念に基づき、男女がともに多様な生き方を主体的に選択し、実践していける男女共同参画社会の実現をめざす活動拠点です。また、センターは、市民活動のネットワーク拠点であるとともに、市民と行政の協働の拠点でもあります。そのため、市の現状を把握し必要性の高い事業を展開するとともに、あらゆる分野へ女性の参画を促進し、政策提言できる人材の育成にも力を入れていきます。

また、情報・学習機会の提供、相談事業や交流・活動支援、調査・研究機能の充実を図り、女性だけでなく、男性や高齢者、若い世代などあらゆる層に向けた総合的な男女共同参画のための施策を推進する拠点として機能の充実を図ります。

さらに、相談機能は男女共同参画センターの重要な柱です。ジェンダーに敏感な視点から市民が抱える問題をとらえて分析し、行政の諸機関及び民間団体・専門家とともにネットワークを組み、問題の解決を進めます。また、年々、大きな社会問題として顕在化している「女性に対する暴力(特にDV)」など、女性の人権に関する相談に対して、問題解決へつなげる相談及び継続的なカウンセリングなどを実施します。

### **3 市民、事業者、NPO、関係機関との連携**

男女共同参画社会の実現に向け、これまでは女性団体や男女共同参画に関わる市民団体との連携・協働を中心に進めてきました。今後は、これまでの取組を充実していくとともに、さらに幅広い立場の市民とともに、男女共同参画社会の実現をめざす取組を進めるため、課題に応じて、地域団体、企業、教育機関、医療機関等との連携・協働に向け、緩やかなつながりを築く取組を進めます。

### **4 苦情、意見等への対応システムの確立**

市民の皆さんからの男女共同参画に関する申出については、四日市市男女共同参画推進条例に基づき、市長の附属機関として設置されている四日市市男女共同参画審議会の部会である苦情解決委員会が中立・公正な立場で調査し、迅速且つ適切な調整、あっせん等を行います。

### **5 国、県等への要望と課題解決に向けた連携**

男女共同参画社会の実現については、市の施策や市民の実践だけでは解決できない課題も多く、国や県による法制度の整備や広域対応に期待せざるを得ない部分があります。これらの課題については、他の自治体や市民団体等と連携しながら、国や県に要望するとともに、労働の分野など広範な課題解決に向けて連携を図ります。